

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
 - 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
 - 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
 - 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

- 第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

- 第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

- 第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】）

- 第10条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第11条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（ＣＩＭ活用業務【受注者希望型】）

第１２条 本業務は、ＣＩＭ（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「ＣＩＭ活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「ＣＩＭ活用業務試行要領」を適用する。

２ 受注者は、ＣＩＭ活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

ＣＩＭ活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第１３条 本業務における特記仕様事項は、別添のとおりとする。

飯尾川堤脚水路設計業務 特記仕様書

第1章 適用

本特記仕様書は、徳島県が実施する「飯尾川堤脚水路設計業務」に適用する。なお、特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施する。

第2章 業務概要

本業務は、飯尾川のうち徳島県東部県土整備局＜吉野川庁舎＞管内の用地取得済み区間を対象に、官民境界となる堤脚水路が施工されていない区間において堤脚水路の詳細設計を行うものである。

また、麻名用水堰の計画に際して、関連機関協議に必要となる資料を作成する。

第3章 業務内容

3.1 堤脚水路設計

3.1.1 現地踏査

現地踏査は、現地の状況、対象区間周辺の地形、土地利用状況等を確認し、設計および施工の観点から現地状況を把握し、整理する。

3.1.2 資料の検討

発注者から提供される用地境界の座標データを基に用地境界を把握し、堤脚水路設計の基礎資料とする。

3.1.3 基本条件の検討

用地条件や1/50年確率規模の河川断面を確認し、境界となる堤脚水路の基本条件の検討を行う。なお、堤脚水路と用地境界との間に残地が生じる場合や地形等の条件により堤脚水路の設置が困難となる場合は、敷砂利や境界杭の計画を行う。

3.1.4 図面作成

堤脚水路設計の結果に基づき、工事発注に必要な平面図・縦断図・横断図・構造図等の作成を行う。

3.1.5 数量計算

作成した図面に基づき、工事発注に必要な数量計算書の作成を行う。

3.1.6 施工計画

堤脚水路の施工に関して、総合的に検討し、当該工事で最適となる施工計画案を策定する。

3.2 関係機関協議資料作成

3.2.1 資料収集整理・取りまとめ

徳島県と市町村や麻名用水土地改良区、地元関係者等の関連機関協議に必要となる以下の資料を作成する。

- ① 補償に関する麻名用水堰の電気代の算出（15 年間）
- ② 今後買収が必要となる麻名用水土地改良区の土地の面積
- ③ 麻名用水堰一般図、イメージ図
- ④ 現況写真
- ⑤ 用地境界資料
- ⑥ その他必要となる資料

3.3 照査

「詳細設計照査要領（徳島県県土整備部）」に準じて、照査技術者による照査を行う。

3.4 打合せ

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果納品時の計 3 回の打合せを行う。

3.5 成果報告書の作成

成果品の提出は下記の通りとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴じ） 1 部
- ・ 電子成果品（電子媒体） 2 部